新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（ＰＣＲ検査及び抗原検査）

の委託契約締結に関する委任状

代理人：公益社団法人　福岡県医師会

委任者

　　①医療機関名：

　　②郵便番号：

　　③住　　所：

　　④電話番号：

　　⑤代表者氏名：

　当院は、公益社団法人福岡県医師会（取りまとめ機関）に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

　〇　新型コロナウイルス感染症に係る

**ＰＣＲ検査**（喀痰、唾液、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの、自己採取したもの））又は、

**抗原定性検査**（鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事医者が採取したもの））又は、

**抗原定量検査**（唾液、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事医者が採取したもの、自己採取したもの））

の実施について、福岡県からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

　〇　当院が行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの福岡県に対する表明

（裏面につづく）

　　（検査又は検体により参加要件が異なりますので、下表を参考に□にチェックをつけてください。参加要件となる箇所全てにチェックがつくことが必要です。）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | □　疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられていること（少なくとも診察室は分けることが望ましい） |
| ２ | □　必要な検査体制が確保されていること |
| ３ | 　医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その３）」（令和２年10月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること。□　①　標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。□　②　採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。□　③　医療従事者が鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。□　④　エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査種別 | 検　体 | 参加要件 |
| ＰＣＲ検査 | 唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの） | １，２，３（①，②） |
| 喀痰、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの） | １，２，３（①，②，③，④） |
| 抗原定性検査 | 鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの） | １，２，３（①，②，③，④） |
| 抗原定量検査 | 唾液、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの、自己採取したもの） | １，２，３（①，②，③，④） |

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

住　　所

氏名又は名称

及び代表者名　　　　　　　　印

　私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

　なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　私は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約書第９条（以下「暴力団排除条項」という。）第１項各号のいずれにも該当しません。

２　暴力団排除条項第１項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

* 上記１の暴力団排除条項第１項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

**暴力団排除条項第１項各号の解釈について**

|  |
| --- |
| **（１）暴力団排除条項第１項第３号及び第４号関係**構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴 　力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若 　しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実 　の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を 　行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。**（２）暴力団排除条項第１項第８号関係** 　　「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、 　スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。 　　「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催する 　パーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパ―ティその他の会合に出席するような関係である。 |

＜事務契約書抜粋（暴力団排除条項等）＞

第９条　甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

（２）　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。

（３）　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

（４）　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

（５）　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

（６）　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

（７）　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

（８）　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、単価に、本契約において工が示した予定発注数量を乗じた額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。